

第3次嵐山町男女共同参画プラン

平成29年度～平成33年度

嵐山町

あいさつ



現在、我が国においては少子高齢化が進行しており、嵐山町も例外ではありません。それに伴う人口構造の変化は、私たちの社会に大きな影響を与えるものと考えられております。また、女性のライフスタイルや世帯構成の変化など私たちを取り巻く状況は大きく変わりつつあります。このような中、ひとりひとりの多様な能力や視点が十分に生かされ、活力と希望をもって活躍でき、お互いに思いやりのある社会の実現が求められております。

国では、平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」の中で、男女共同参画社会の実現は、人口減少社会に突入した我が国社会にとって極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題であるとしています。

嵐山町では、男女が対等なパートナーとして、さまざまな分野に参画し、自分らしさを十分に発揮できる町を目指して、平成15年6月に嵐山町男女共同参画都市を宣言しました。平成16年4月には「“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例」を制定し、条例に基づいて平成19年3月に「嵐山町男女共同参画プラン」を策定するなど、男女共同参画社会に向けた取り組みを進めてまいりました。

このたび「第2次嵐山町男女共同参画プラン」の計画期間が最終年度を向かえることから、人口減少社会、少子高齢化社会など町を取り巻く状況に対応しつつ、これまでの施策をより一層推進するため、“ひとりひとりが自分らしく輝き支えあうまち らんざん”を基本理念とした「第3次嵐山町男女共同参画プラン」を策定しました。

本計画の策定にあたり、ご審議いただきました嵐山町男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、基本理念の公募にご応募いただきました方々並びにアンケート調査にご回答いただいた皆様の多くの方々にご協力いただきました。特に基本理念の決定においては、皆様から貴重なご意見をいただき決定することができました。あらためて心より厚くお礼を申し上げますとともに、本計画が実効性のあるものとなりますよう、町民の皆様と協力して進めてまいりたいと存じますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年1月

嵐山町長 岩 澤 勝

目 次

I	計画策定にあたって	1
1)	計画策定の経緯	1
2)	国の動向	1
3)	埼玉県動向	2
4)	社会の情勢	2
5)	計画の概要	3
6)	計画の期間	3
II	計画の基本的な考え方	4
1)	嵐山町を取り巻く状況	4
	○これまでの嵐山町の取組	4
	○人口の推移	4
	○出生と死亡数の推移	5
	○合計特殊出生率の推移	6
	○離婚率の推移	7
	○婚姻率の推移	8
	○女性の年齢別労働率	8
	○所得による階層分布	9
	○今後の嵐山町の人口の推移	11
2)	アンケートによる分析	13
	○男女の地位の平等について	13
	○「男は仕事、女は家庭」の同感について	13
	○メディアにおける性の表現について	14
	○男女の仕事分担について	15
	○家庭生活の現実と理想	15
	○女性の働き方について	16
	○自分自身の働き方について	16
	○働き続けるための重要なことについて	17
	○仕事と家庭の両立について	17
	○暴力について	18
	○暴力行為の経験について	18
	○相談について	18
	○男女共同参画に関する認知度について	19
	○男女共同参画に求められる施策	20
III	基本理念	21

IV 基本課題.....	22
V 取組の方向性.....	23
基本課題 1 雇用環境や就労における男女共同参画.....	23
基本課題 2 社会における男女共同参画意識の醸成.....	25
基本課題 3 政策・方針決定過程における男女共同参画.....	27
基本課題 4 保育や介護の体制整備及び家庭生活における男女共同参画.....	29
基本課題 5 防災・健康等安全・安心な暮らしの実現における男女共同参画.....	31
基本課題 6 国際的な協調と市町村連携における男女共同参画.....	33
VI 計画における推進.....	35
1) 町民・事業者・町の責務.....	35
2) 施策に対する推進体制.....	35
3) 計画の進行管理.....	36
参考資料	
1. 第3次嵐山町男女共同参画プランまでの経緯.....	39
2. 嵐山町男女共同参画審議会委員.....	40
3. “らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例.....	41
4. 嵐山町男女共同参画審議会規則.....	44

嵐山町男女共同参画都市宣言

平成 15 年 6 月 3 日
町 議 会 議 決

ひとりひとり
男 女 が対等なパートナーとして、さまざまな分野に参画し、自分らしさを十分に発揮できる町を目指します。

1 ひとりひとり 男 女 が性別・世代にかかわらず、自らが責任を担い、ともに認めあい、支えあう “ まち ”

1 ひとりひとり 男 女 が職場・学校・家庭・地域において、お互いの個性と能力を十分に発揮できる “ まち ”

1 ひとりひとり 男 女 が平和・自然環境の保全を願い、世界に向けて情報発信する “ まち ”

ここに嵐山町は「男女共同参画都市」を宣言します。

注 本文中、「男女」には「ひとりひとり」と振り仮名が振られている。ただし、「男女共同参画都市」はこの限りではない。

I 計画策定にあたって

現在においても「男女共同参画は進んでいる」、「男は男らしく、女は女らしく生きるのが一番だ」とし、男女共同参画についての取組は必要ないという意見も見られます。

しかし、現状を見ると、そうではないことが分かります。

男女共同参画社会への取組は、個人の選択や希望を否定する取組ではありません。個人の選択や希望において、性別が障害とならないような社会を目指す取組です。例えば「女だからしてはいけない」、「男だからしたらおかしい」という考え方をなくし、性別に関係なく希望を実現できる社会を目指すものです。

1) 計画策定の経緯

男女共同参画社会とは、「女性も男性も全ての個人が、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会」です。

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。その基本的な理念のもと、これまでも男女共同参画社会の実現への取組が進められており、世界的に重要な課題として取り上げられていましたが、近年における少子高齢社会や人口減少社会、情報化社会等の進行によりますますその重要性が高まっています。

2) 国の動向

国では、昭和 50 年 9 月に国際婦人年世界会議を受け、「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和 52 年に「国内行動計画」を策定し、国立婦人教育会館（現国立女性教育会館）が嵐山町に開館しました。

昭和 60 年には「男女雇用機会均等法」が成立し、昭和 54 年に国連総会で採択された「女性差別撤廃条例」に批准しました。平成 4 年には「育児休業法」、平成 5 年に「短時間労働者の雇用の改善等に関する法律」等の法律が成立しました。

平成 6 年に当時の総理府に男女共同参画室が設置され、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部も設置されました。

平成 7 年には「育児休業法の改正及び介護休業制度の法制化」が行われました。

平成 8 年に「男女行動参画 2000 年プラン」が策定され、平成 11 年に「男女共同参画基本法」が公布・施行されました。平成 12 年には基本法第 13 条に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。「ストーカー規制法」及び「児童虐待防止法」も成立しました。

平成 13 年には男女共同参画局が設置され、「配偶者暴力防止法」が成立しました。

その後も、平成 15 年に「女性のチャレンジ支援策の推進について」が男女共同参画推

進本部で決定され、「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。

平成 17 年には、「第 2 次男女共同参画基本計画」、平成 22 年に「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 26 年度からは「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定が開始され、平成 37 年度末までを目途とした「第 4 次男女共同参画基本計画」が平成 27 年 12 月に閣議決定されました。

さらに、平成 27 年 9 月 4 日には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、第 5 条に基づき、「基本方針」が平成 27 年 9 月に閣議決定されました。

3) 埼玉県の動向

埼玉県では、昭和 55 年に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」、昭和 61 年に第二次行動計画「男女平等社会確立のための埼玉県計画」、平成 8 年に第三次行動計画「2001 彩の国男女共同参画プログラム」を策定しました。

平成 12 年には、「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定され、平成 14 年に「埼玉県男女共同参画推進プラン」が策定されました。さらに、「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」が開設し、「配偶者暴力相談支援センター」も新設されました。平成 23 年には、「埼玉県男女共同参画基本計画」（平成 24 年度～平成 28 年度）を策定しています。

4) 社会の情勢

出生率は昭和 40 年代末から低下が始まり、国を始めとした少子化問題の検討に入りました。育児休業法の成立、エンゼルプランの策定などを行ってきましたが、少子化の流れは変えることができず、平成 20 年から人口減少時代に突入してしまいました。

人口減少のみならず、少子化及び高齢化という人口構造も変化してきています。人口構造の変化、特に労働力人口の減少は社会経済の低下につながるなど大きな影響を及ぼすことが考えられます。地方によってはその影響が現れつつあるようです。

人口減少・少子高齢社会の進展においては、社会保障費をどのようにしていくのかも大きな課題です。高齢者の増加と生産年齢人口の減少が益々顕著になっていくと思われ、その対応について早急な対応が求められています。

このような中、国では平成 26 年に、国と地方が総力をあげて人口減少問題に取り組むための指針として「まち・ひと・しごと創生に関する基本方針」を示し、「まち・ひと・しごと創生法」を閣議決定し、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

人口減少及び少子高齢化社会のなかにあって、社会の多様性とそれぞれの活力を高め、男

女間の実質的な機会の平等を実現することは改めて極めて重要なものと考えられています。

しかしながら、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況など様々な側面からの課題が山積しています。

そのため、国の第4次男女共同参画基本計画において改めて「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」について強調しています。

特に男性中心型の労働慣行を変革する必要性が強調されており、その根本的な原因を固定的役割分担意識が強く残っているためとしています。

5) 計画の概要

第3次嵐山町男女共同参画プランは、「“らんざん”^{ひとりひとり}男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例」(以下「嵐山町男女共同参画条例」とします。)第9条、男女共同参画基本法第14条第3項に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び埼玉県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案しつつ、町の「第5次嵐山町総合振興計画 平成27年度改訂版」を上位計画とし、策定します。

また、女性活躍推進法第6条第2項に基づき、国の「女性活躍推進法における基本方針」を勘案し、一部を「嵐山町女性活躍推進計画」と位置づけます。

さらに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づき、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、一部を「嵐山町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」と位置づけます。

6) 計画の期間

本計画の期間は、第2次嵐山町男女共同参画プランが終了する平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1) 嵐山町を取り巻く状況

○これまでの嵐山町の取組

嵐山町においては、平成7年3月に「第3次嵐山町総合振興計画後期基本計画」において、「女性の地位・人権を尊重するまち」（第2章第3節）を掲げ、同年3月には、「嵐山町女性行動計画策定懇談会」が発足しました。

平成9年3月には男女平等に関する意識調査結果等を踏まえた、「嵐山町女性行動計画」を策定し、同年9月に、国立婦人教育会館において、行動計画の取組の第一歩ともいえるべき「嵐山町女性未来フォーラム」を開催しました。

平成10年8月には、町民で構成された「男女共生推進会議」が発足となり、今後、町が取り組むべき施策等がまとめられ、平成12年2月に報告書として町へ提出されました。

平成13年3月に策定された「第4次嵐山町総合振興計画前期基本計画」においても、主要な施策として「男女共同参画社会の確立」を掲げ、引き続き「男女共同参画社会の実現」を目指すこととしました。

平成14年には、「嵐山町男女共同参画推進委員会」を設置し、平成15年6月に「嵐山町男女共同参画都市宣言」を議決、平成16年4月には、「“らんざん”^{ひとりひとり}男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例」を施行しました。

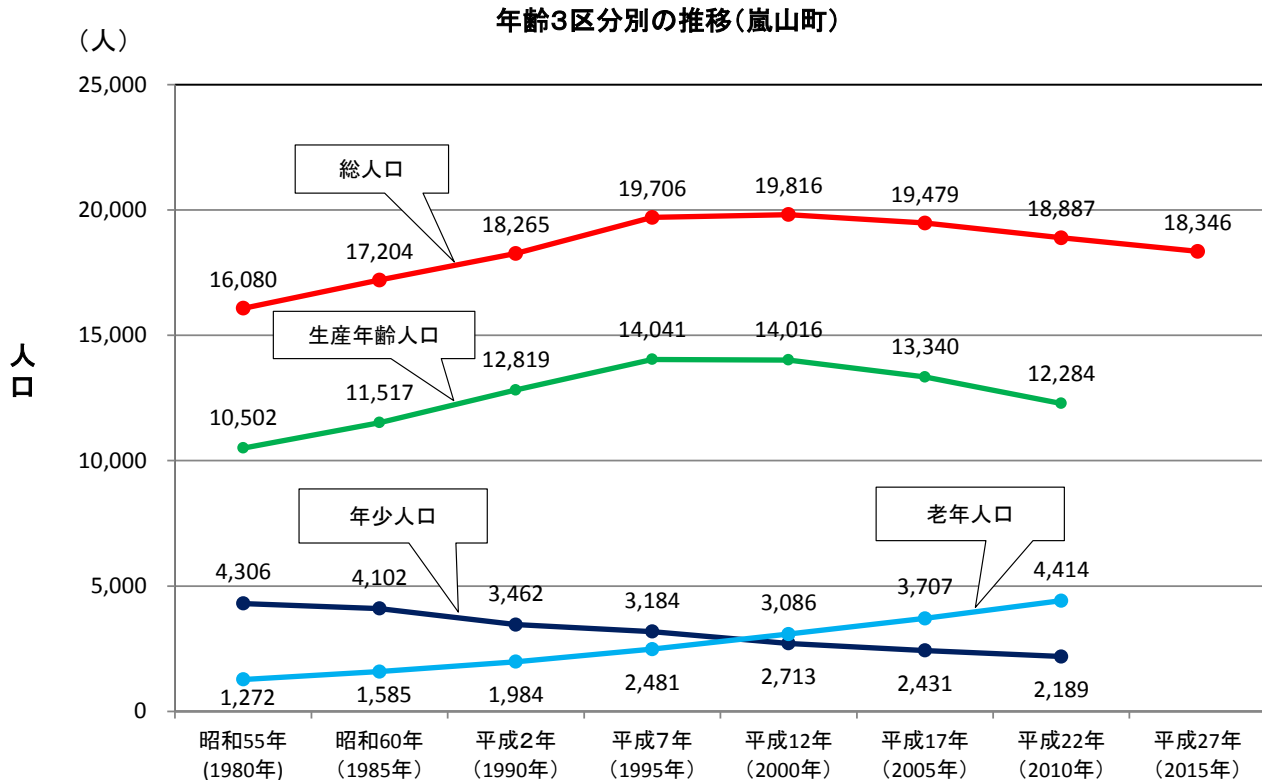
平成19年3月に条例第9条に基づき、「嵐山町男女共同参画プラン」を策定し、さらに平成24年3月に「第2次嵐山町男女共同参画プラン」を策定しました。

○人口の推移

国では、平成20年より本格的な人口減少時代に突入しましたが、嵐山町においては、平成12年をピークに減少しています。

年少人口（0～14歳）においては、昭和55年をピークに減少を続け、平成12年になると老年人口（65歳以上）が年少人口を上回ってしまいました。

生産年齢人口（15歳～64歳）においても、平成7年をピークに減少を続けています。



(単位：人)

年度	昭和 55 年 (1980 年)	昭和 60 年 (1985 年)	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
総人口	16,080	17,204	18,265	19,706	19,816	19,479	18,887	18,346
0～14 歳	4,306	4,102	3,462	3,184	2,713	2,431	2,189	
15～64 歳	10,502	11,517	12,819	14,041	14,016	13,340	12,284	
65 歳以上	1,272	1,585	1,984	2,481	3,086	3,707	4,414	

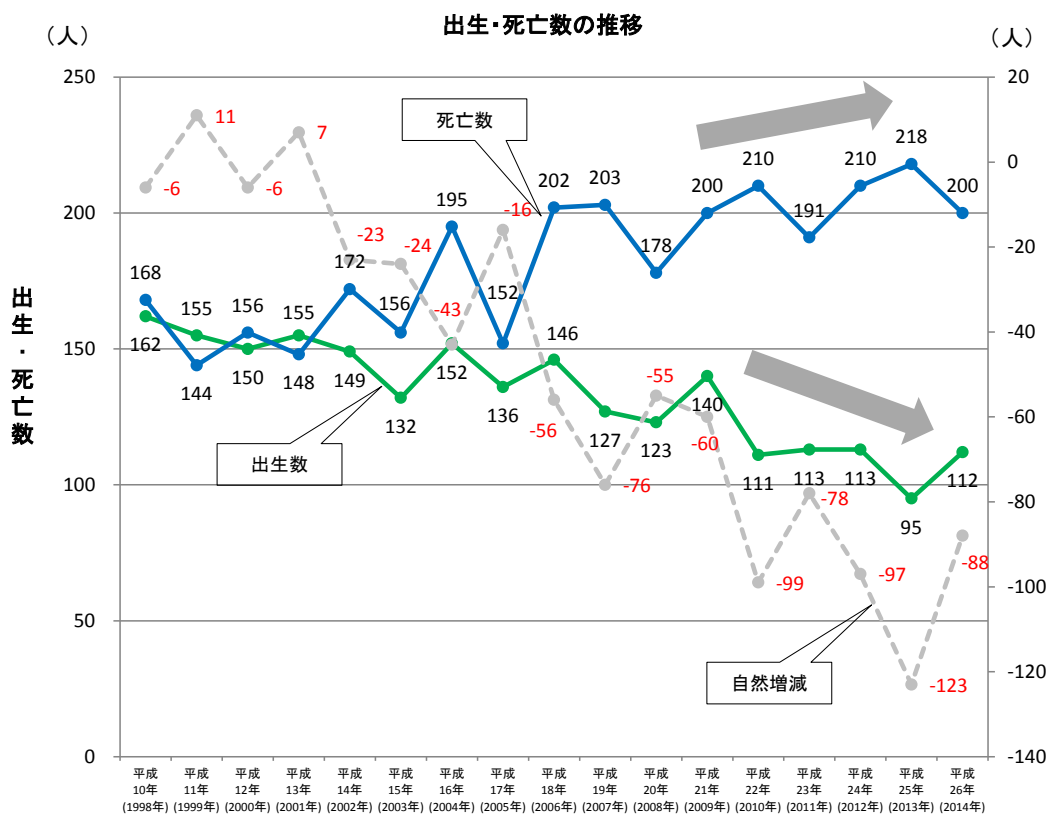
※国勢調査より作成（平成 27 年の総人口は速報値。人口区分は未発表）

○出生と死亡数の推移

平成 13 年までは、出生と死亡数は拮抗しており、自然増加数はプラスの年もありました。平成 14 年以降、出生数は減少し、死亡数が増加しつつあり、平成 18 年を超えるとその差が一段と多くなりました。平成 25 年は自然減が△123 人と過去最大を計上してしまいました。

出生においては、平成 16 年以前は年間 150 人台となっていました。年々減少し、平成 25 年は 95 人と 100 人を切ってしまいました。しかしながら、平成 26 年は 112 人と持ち直しています。

死亡においては、年間 200 人を超え、ゆるやかに増加していましたが、平成 26 年は 200 人まで下がり、自然減も△88 人となりました。



○合計特殊出生率の推移

嵐山町の合計特殊出生率は昭和 58 年から 62 年の平均は 1.68 と埼玉県と比較しても差がなく、年々減少を続けていました。平成 10 年からは大きな変化はなく推移しており、平成 20 年から平成 24 年の平均は、1.18 となっています。

単年の合計特殊出生率では、平成 25 年は 0.90 と 1.00 を切ってしまいましたが、平成 26 年においては、1.10 となりました。

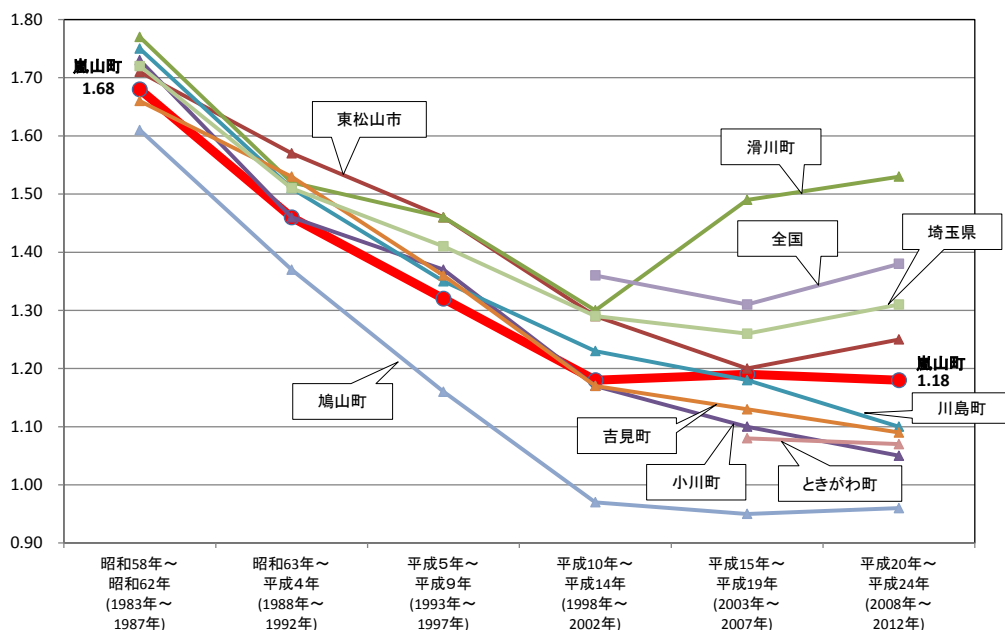
比企郡内では、嵐山町同様、昭和 58 年から減少していきましたが、滑川町においては、住宅開発による人口増加により増加しています。

合計特殊出生率においては、全国や埼玉県では平成 10 年以降下げ止まりとなっておりませんが、比企地域では、合計特殊出生率の減少が止まらない地区等もあり、本地域全体の課題となっています。

嵐山町の合計特殊出生率の推移

平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1.04	1.15	1.00	0.98	1.05	0.90	1.10

合計特殊出生率(ベイズ推定値)の推移



合計特殊出生率(ベイズ推定値)の隣接自治体との比較

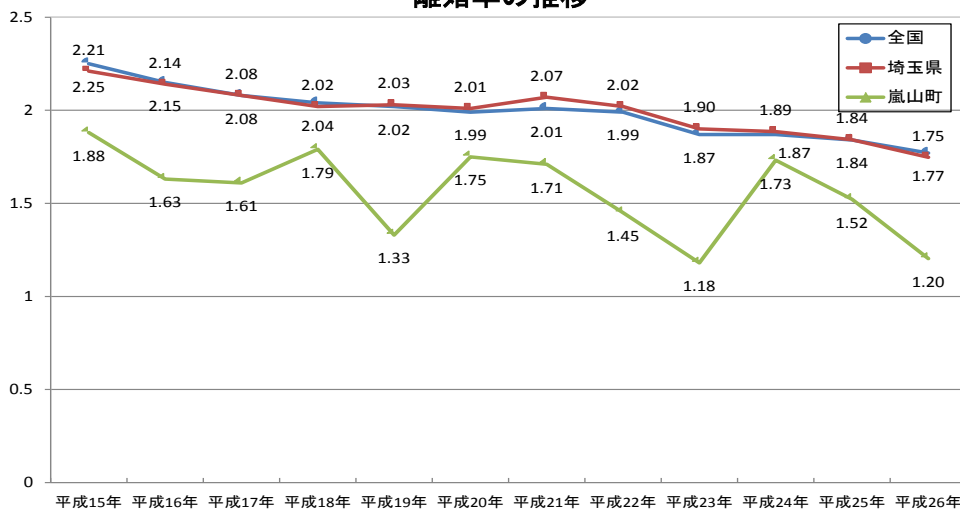
区分	平成15年～平成19年 (2003年～2007年) (A)	平成20年～平成24年 (2008年～2012年) (B)	伸び (B - A)
全国	1.31	1.38	0.07
埼玉県	1.26	1.31	0.05
嵐山町	1.19	1.18	-0.01
東松山市	1.2	1.25	0.05
滑川町	1.49	1.53	0.04
小川町	1.1	1.05	-0.05
川島町	1.18	1.1	-0.08
吉見町	1.13	1.09	-0.04
鳩山町	0.95	0.96	0.01
ときがわ町	1.08	1.07	-0.01

○離婚率の推移

離婚率においては、嵐山町は年によって増減していますが、総じて全国や埼玉県と比較し少なくなっています。

平成26年においては、1.2であり、全国の1.77、埼玉県の1.75と比較し大きく差が開いています。

離婚率の推移



※全国の数値はグラフの下側、埼玉県の数値は上側、嵐山町の数値はグラフの下側に表示している。

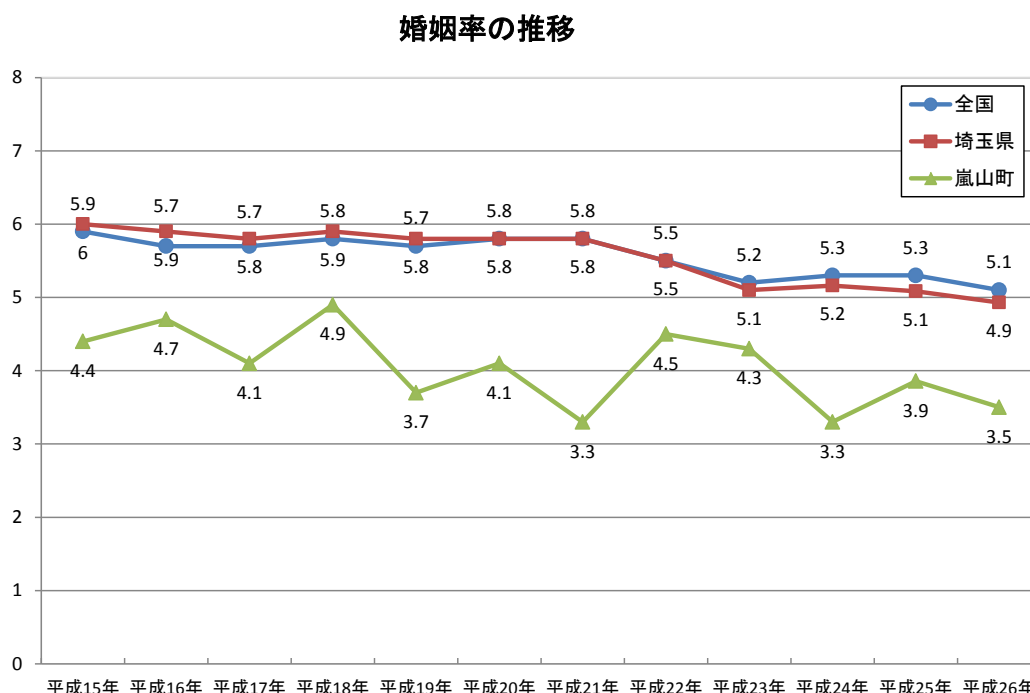
※厚生労働省 人口動態統計特殊報告、埼玉県 埼玉県の人口動態概況、埼玉県統計年鑑 より作成

○婚姻率の推移

婚姻率においても、嵐山町は年によって増減していますが、総じて全国や埼玉県と比較し少なくなっています。

全国的にはゆるやかな減少傾向が続いており、平成15年が5.9であったものが平成26年には5.1となっています。

嵐山町は平成26年においては3.5と、全国の5.1、埼玉県の4.9と比較し大きく差が開いてしまっており、婚姻率を上げることが課題となっています。



※全国の数値はグラフの上側、埼玉県の数値は下側、嵐山町の数値はグラフの下側に表示している。

※厚生労働省 人口動態統計特殊報告、埼玉県 埼玉県の人口動態概況、埼玉県統計年鑑 より作成

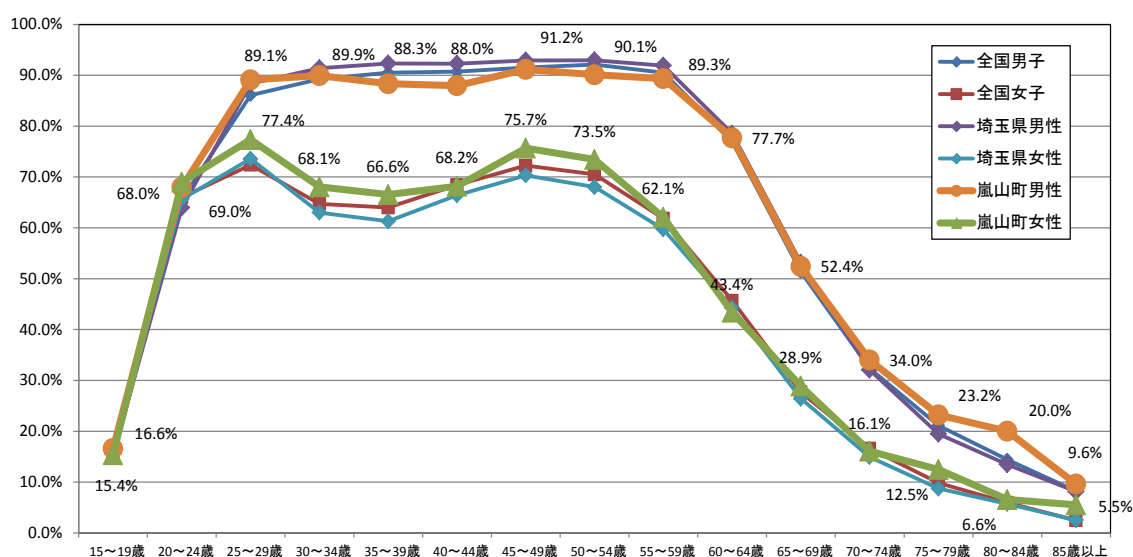
○女性の年齢別労働率

働く人口の割合は、男性の場合、全国、埼玉県、嵐山町においても共通して20～24歳まで上昇し、その後ほぼ横ばいになり、55～59歳を過ぎると急激に減少していきます。

しかしながら、女性の場合は、20歳代で働いていた方が30歳代でいったん低くなっており、いわゆる「M字曲線」が見られます。これは、全国、埼玉県、嵐山町の共通の減少となっています。

なお、嵐山町の女性の労働力率は、全国及び埼玉県の女性と比較すると若干上回っています。

年齢別労働力率の推移



※数値は、嵐山町男性、女性の労働率

※平成 22 年国勢調査より作成

○所得による階層分布

平成 28 年 2 月、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部において、「地域少子化・働き方指標（第 2 版）」が発表されました。

そのうち、30～39 歳の都道府県別の男女別配偶関係別所得額階級別分布状況が示されています。

全国では、配偶者がいる男性のうち、年収 200 万円未満の方は 7.6%、年収 500 万円以上になると 26.2%となります。逆に未婚の男性のうち、年収 200 万円未満の方は 29.7%、年収 500 万円以上は 10.1%となります。

配偶者がいる女性においては、年収 200 万円未満の方は 75.6%であるのに対し、年収 500 万円以上は 2.3%となっています。

未婚の女性の方の年収 200 万円未満の方は 41.4%であり、年収 500 万円以上の方は 4.8%となっています。

埼玉県においては、配偶者がいる男性のうち、年収 200 万円未満の方は 4.7%、年収 500 万円以上になると 34.1%となります。逆に未婚の男性のうち、年収 200 万円未満の方は 23.8%、年収 500 万円以上は 12.2%となります。

配偶者がいる女性においては、年収 200 万円未満の方は 76.3%であるのに対し、年収 500 万円以上は 3.2%となっています。

未婚の女性の方の年収 200 万円未満の方 35.9%であり、年収 500 万円以上の方は 2.9%となっています。

全国と比較し、埼玉県の場合は、男性では未婚の割合が低く、特に年収 500 万円有配偶者率が高いことが現れています。女性においても、未婚の年収 500 万円以上の方の割合が若干

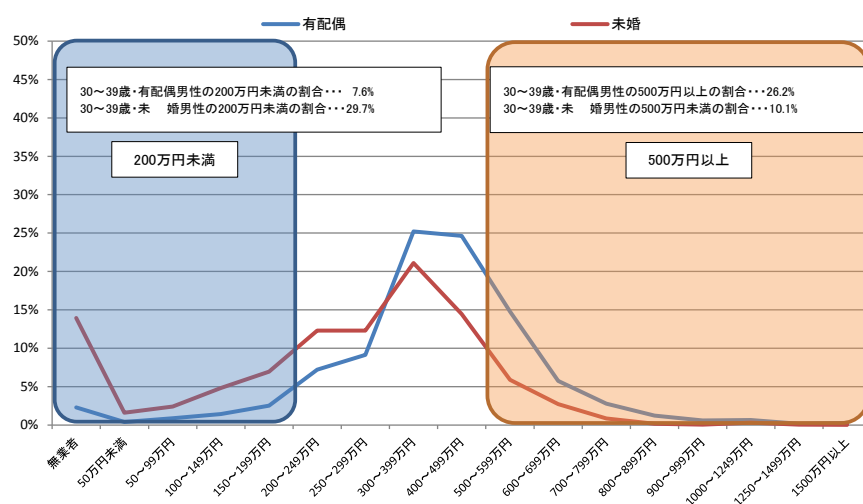
高くなっています。

嵐山町固有のデータではありませんが、年齢別労働率の推移等を見ると、国・県と同じような傾向にあると思われます。

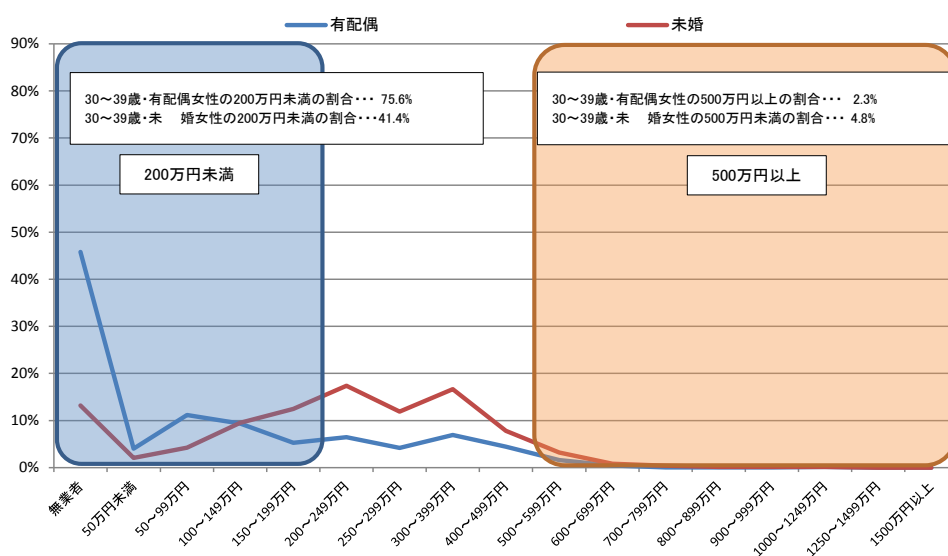
30 歳代では、男性の場合は、年収により配偶者の有無が大きく関係していること、女性の場合は、男性と比較しても低所得者が多く高額所得者が少ないという結果となっています。

国においては、その解消を図るため、一億総活躍社会の実現に向けた対策の中において、働き方改革を進めていくこととしています。

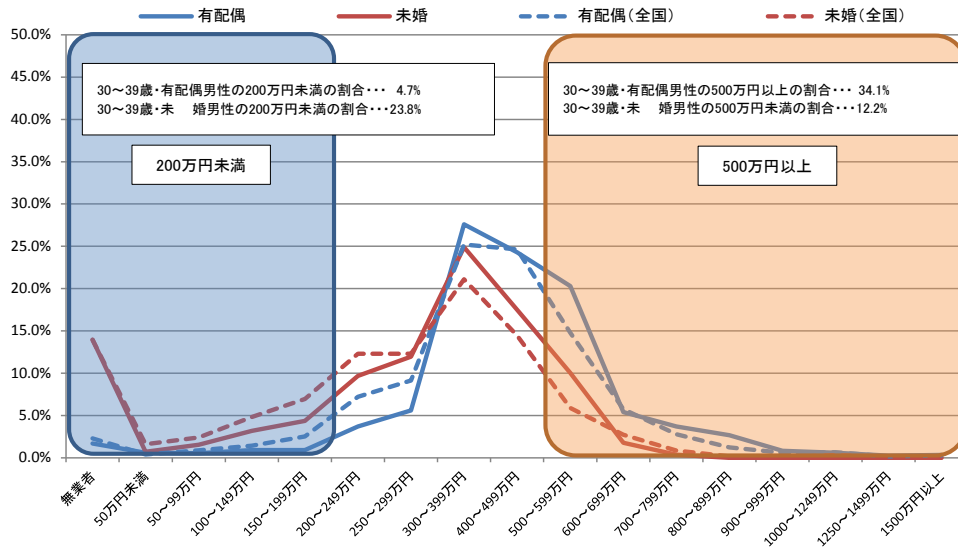
男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況(30～39歳)
全国男



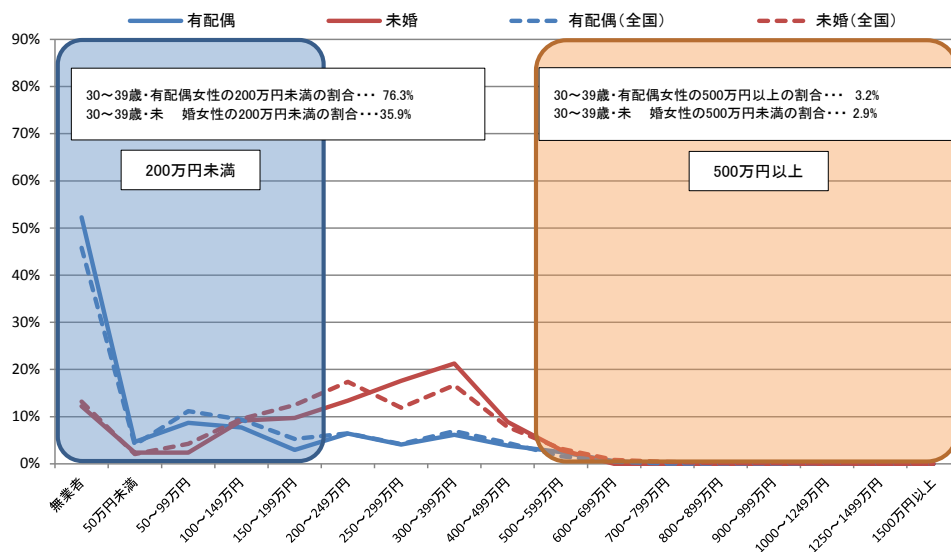
男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況(30～39歳)
全国女



男女別・配偶関係別 所得階級別分布状況(30～39歳)
埼玉県男



男女別・配偶関係別 所得階級別分布状況(30～39歳)
埼玉県女



○今後の嵐山町の人口の推移

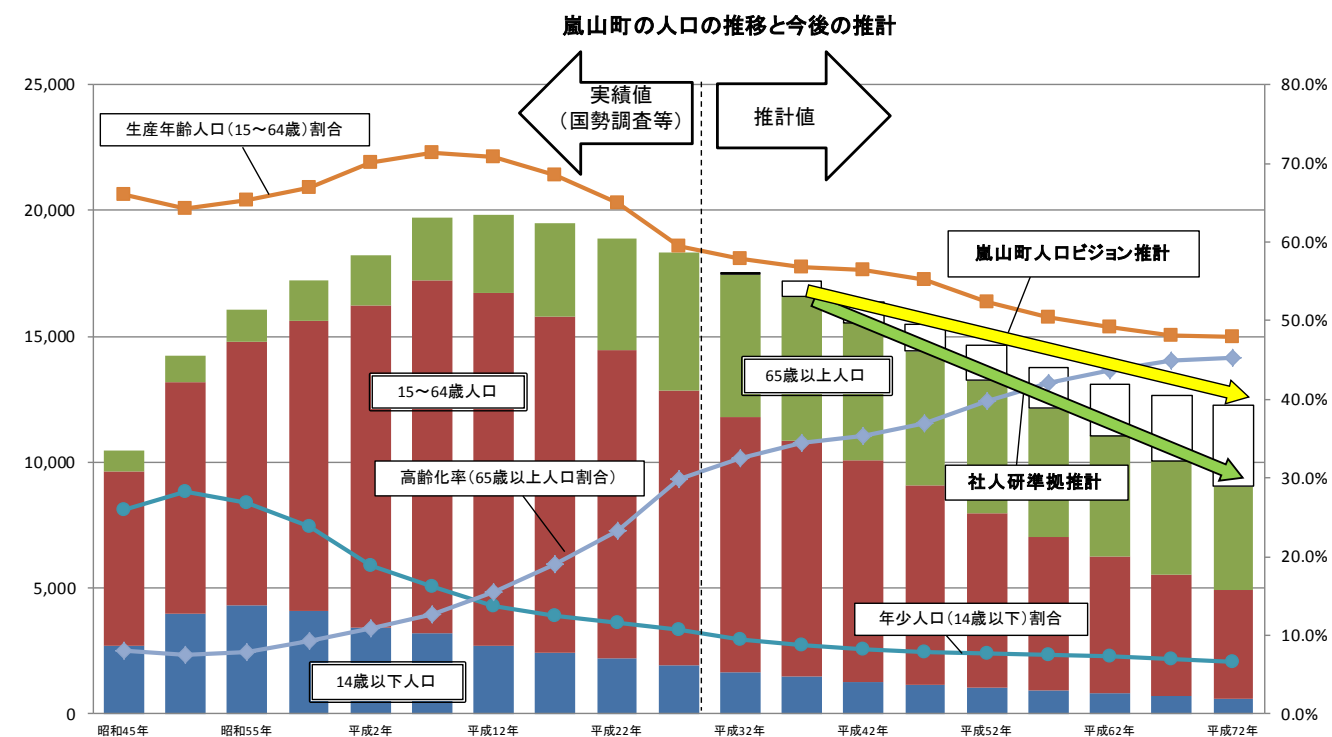
平成27年度に策定した嵐山町人口ビジョンによると、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）準拠の将来推計人口では、平成72年（2060年）において嵐山町の人口は9,034人となってしまいます。

将来推計人口では、年少人口が605人（平成22年 2,187人）、生産年齢人口が4,331人（平成22年 12,281人）、老年人口が4,097人（平成22年 4,414人）という人口構成となるという結果が出ています。

なお、平成27年国勢調査の速報値においては、18,346人でした。推計値においては、18,209人であったため、137人増加している結果となっています。（平成27年国勢調査の人口区分

は平成 28 年 9 月現在発表されておりませんので、新たな推計はできません。)

嵐山町では、この危機的な状況を打開するため、「嵐山町総合戦略」を策定し、国・県の総合戦略と連携して施策を実施することにより、平成 72 年の人口を 12,260 人とする計画を策定して様々な施策に取り組んでいます。



※平成27年国勢調査の人口区分は、1月1日現在の区分の率による。

2) アンケートによる分析

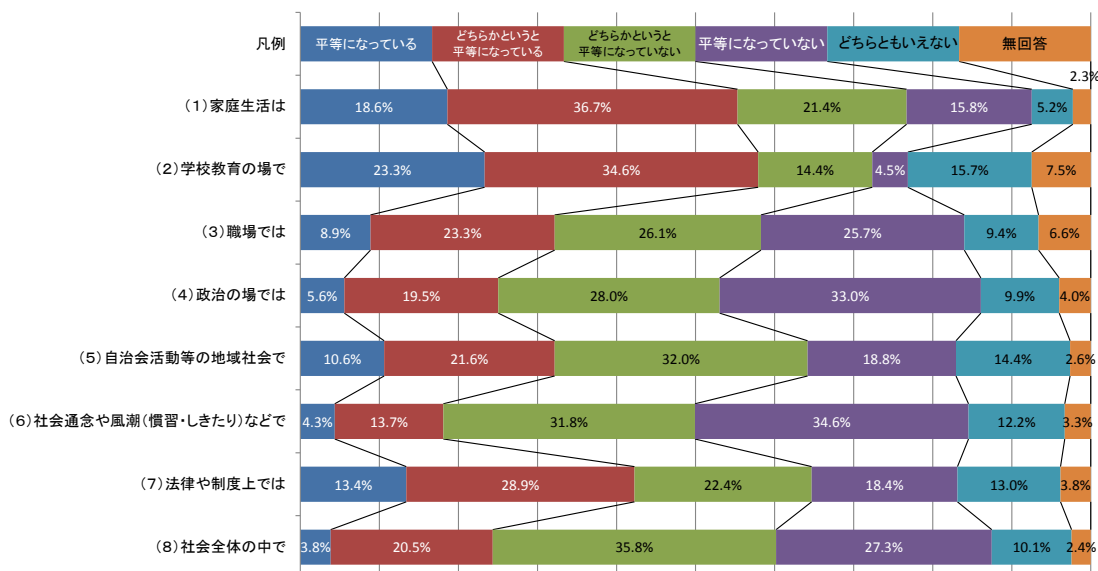
本計画を策定するあたり、町民の男女共同参画についての意識と生活実態について把握するため、平成 28 年 7 月から町民 2,000 人に対し、アンケート調査を実施しました。

○男女の地位の平等について

「社会通念や風習」、「社会全体」、「政治の場」において、男女の地位が平等になっていないと感じている方が 6 割を超えており、不平等と感じるとの結果が出ています。「職場」、「地域社会」においても約 5 割の方が不平等と感じています。

男女の前回の調査、埼玉県調査※と比較においても今回のアンケート調査と同様な結果となりました。

図 男女の地位の平等に対する意識調査



(※埼玉県調査とは、平成 27 年 9 月に実施した、「男女共同参画に関する意識・実態調査」です。)

○「男は仕事、女は家庭」の同感について

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、同感しないが 5 割を超えています。この傾向は、埼玉県調査と同様の結果でした。

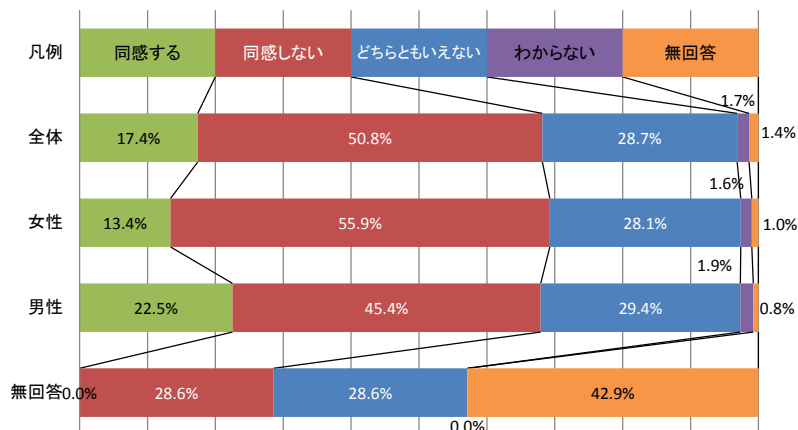
平成 23 年に嵐山町で行った調査においても、同感しないは 48.7%となっており、若干増加しています。

埼玉県調査の設問内容に違いがあるので注意が必要ですが、同感する方 17.4%のうち、その理由については、「子どもの成長にとって良いと思う」が埼玉県調査 (44.2%) と嵐山町 (30.0%) と、ともに 1 位となっています。

同感しない方 50.8%のうち、理由については、「男女ともに仕事と家庭に関わる方が、各

個人、家庭にとっても良いと思うから」が埼玉県調査（43.6%）と嵐山町（34.9%）ともに1位となっています。

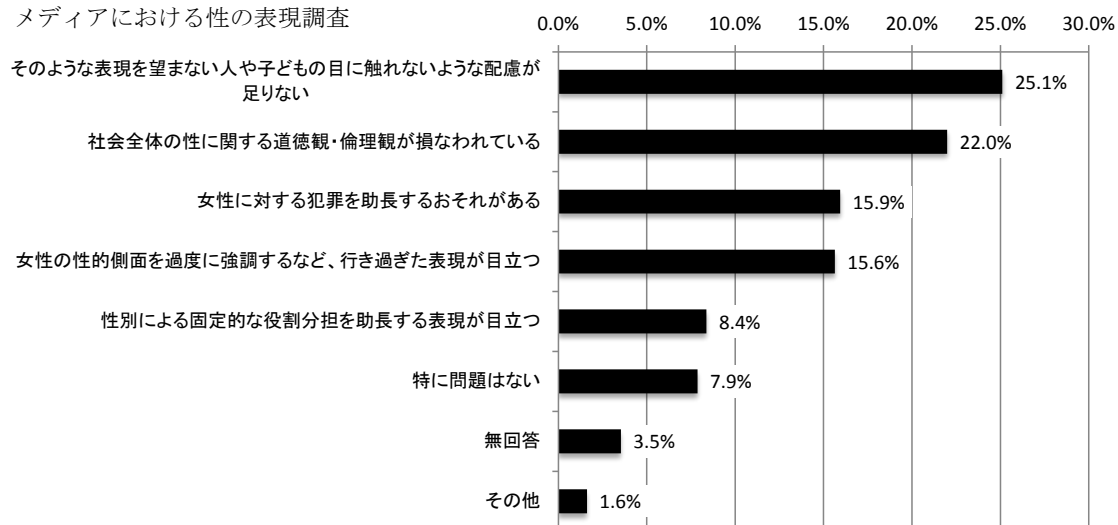
図 「男は仕事、女は家庭」に対する意識調査



○メディアにおける性の表現について

「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」が1位で埼玉県調査と同じような傾向となっています。

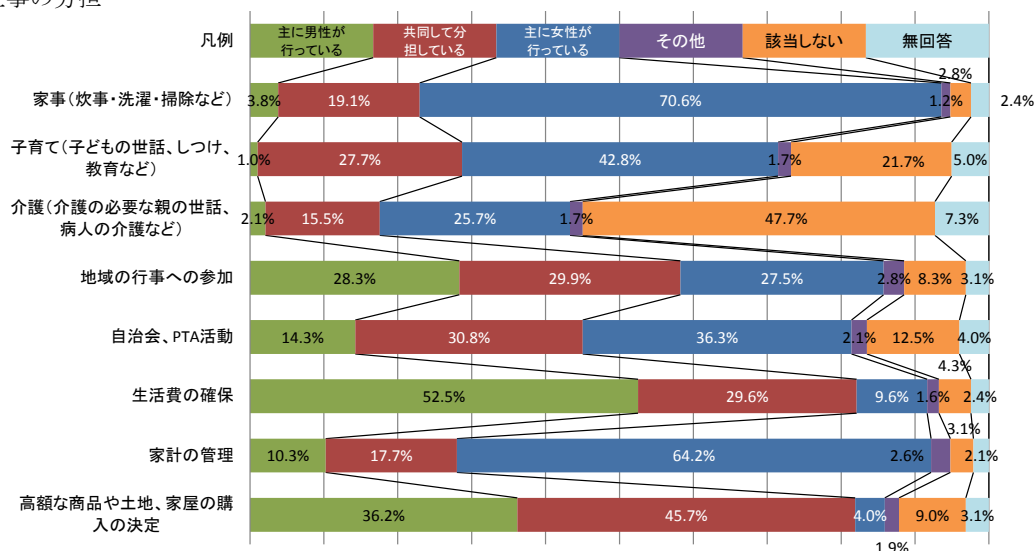
図 メディアにおける性の表現調査



○男女の仕事分担について

家事については、70.6%が主に女性であり、埼玉県調査（71%）と同様の傾向にあります。地域の行事への参加は男性28.3%、女性27.5%となっていますが、埼玉県調査では男性17.6%、女性30.2%となっています。

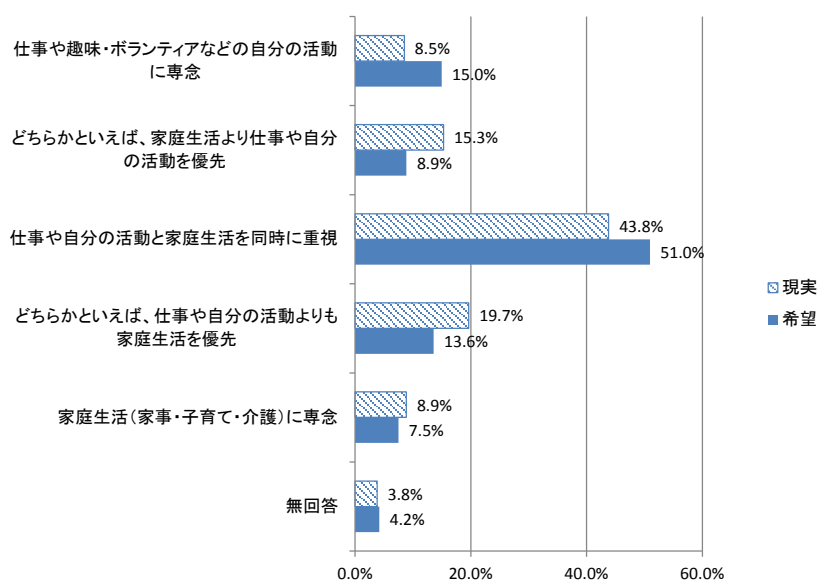
図 仕事の分担



○家庭生活の現実と理想

理想と現実とはそれぞれ概ね6ポイント程度差が出ています。埼玉県調査では、「どちらかといえば、家庭生活より仕事や自分の活動を優先」、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」の差が10ポイント以上の差となっています。

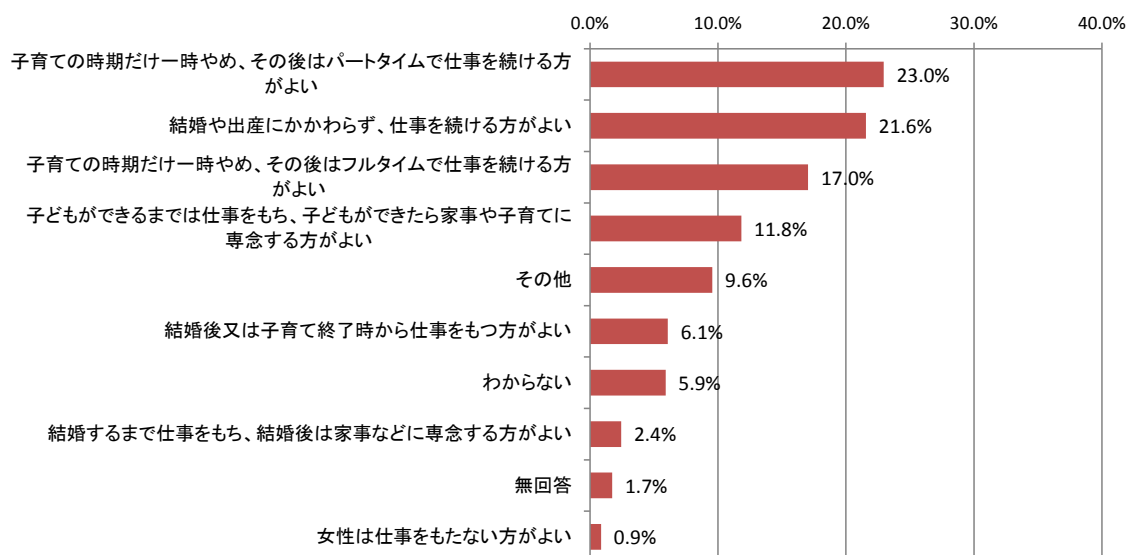
図 家庭生活と理想



○女性の働き方について

「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける方がよい」が前回同様一番多くなっています（23.0%）。前回では、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける方がよい」が11%でしたが、今回は21.6%と10ポイントも増加しました。今回調査と埼玉県調査の傾向は似ています。

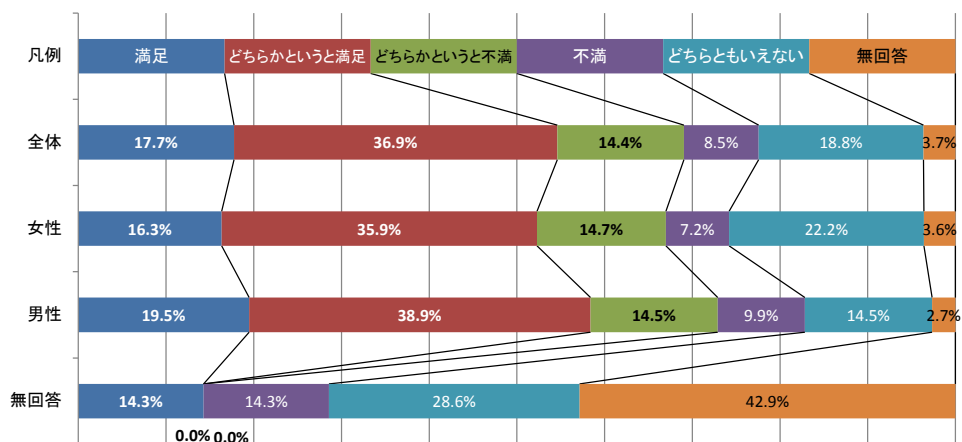
図 女性の働き方



○自分自身の働き方について

自分自身の働き方については、5割を超えた満足度がありました。不満は2割程度となっています。しかし、男性の満足度は58.4%に対し、女性は52.2%と6ポイント開きがありました。

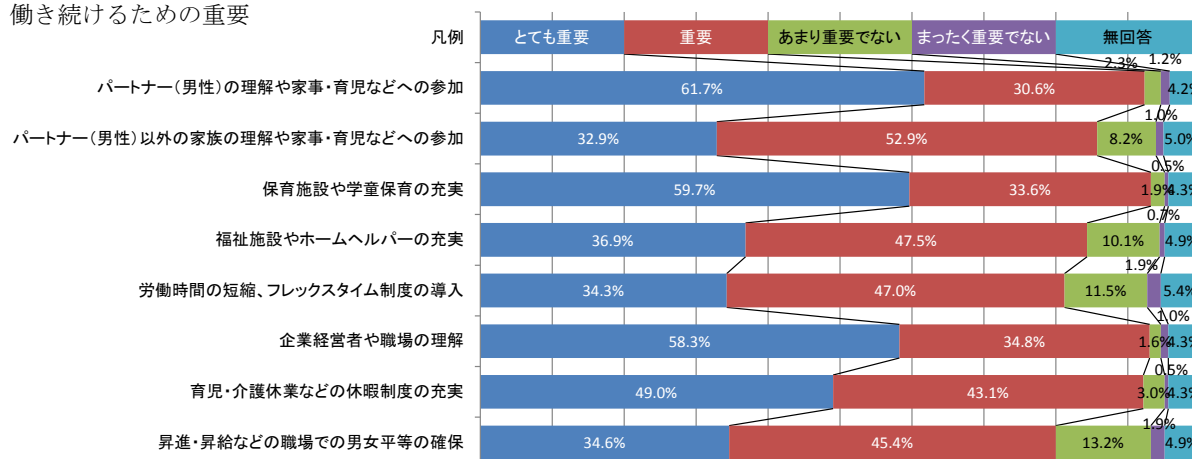
図 自分自身の働き方



○働き続けるための重要なことについて

「パートナー（男性）の理解や家事・育児などへの参加」、「保育施設や学童保育の充実」、「企業経営者や職場の理解」が6割程度となっています。埼玉県調査も同様であり、内閣府調査※も同様の傾向にあります。

図 働き続けるための重要

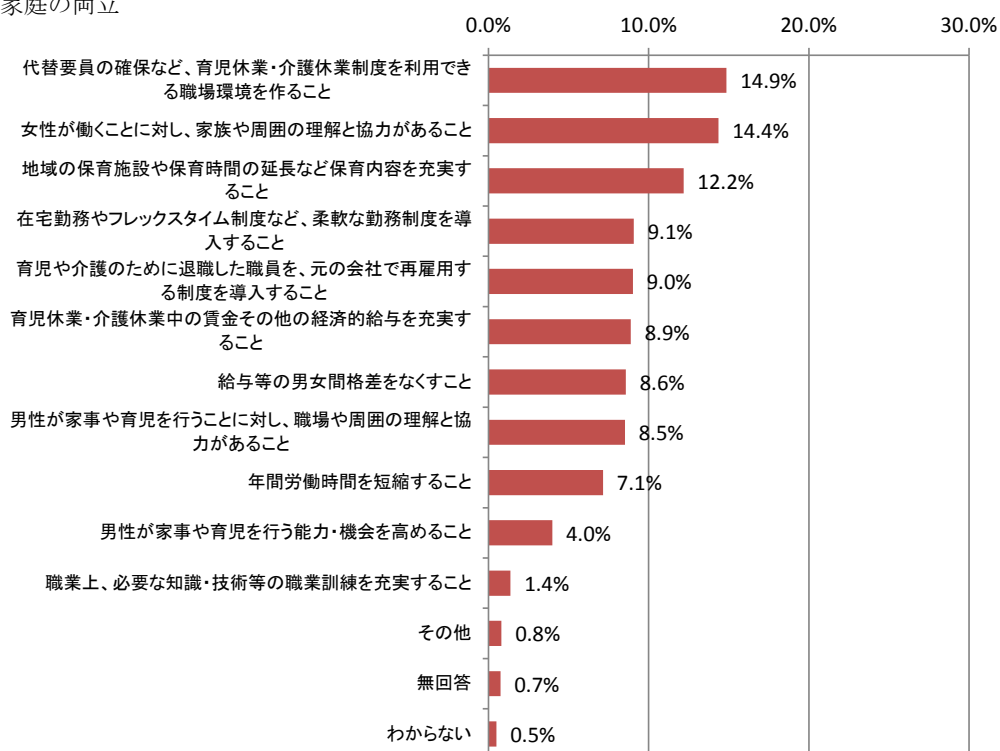


(※内閣府調査とは、平成 26 年 8 月実施した女性の活躍推進に関する世論調査です。)

○仕事と家庭の両立について

男女共に仕事と家庭の両立について必要な条件については、職場環境、周囲の理解、保育施設の充実の順となっています。埼玉県調査では、周囲の理解、職場環境、保育施設の充実の順となっていました。

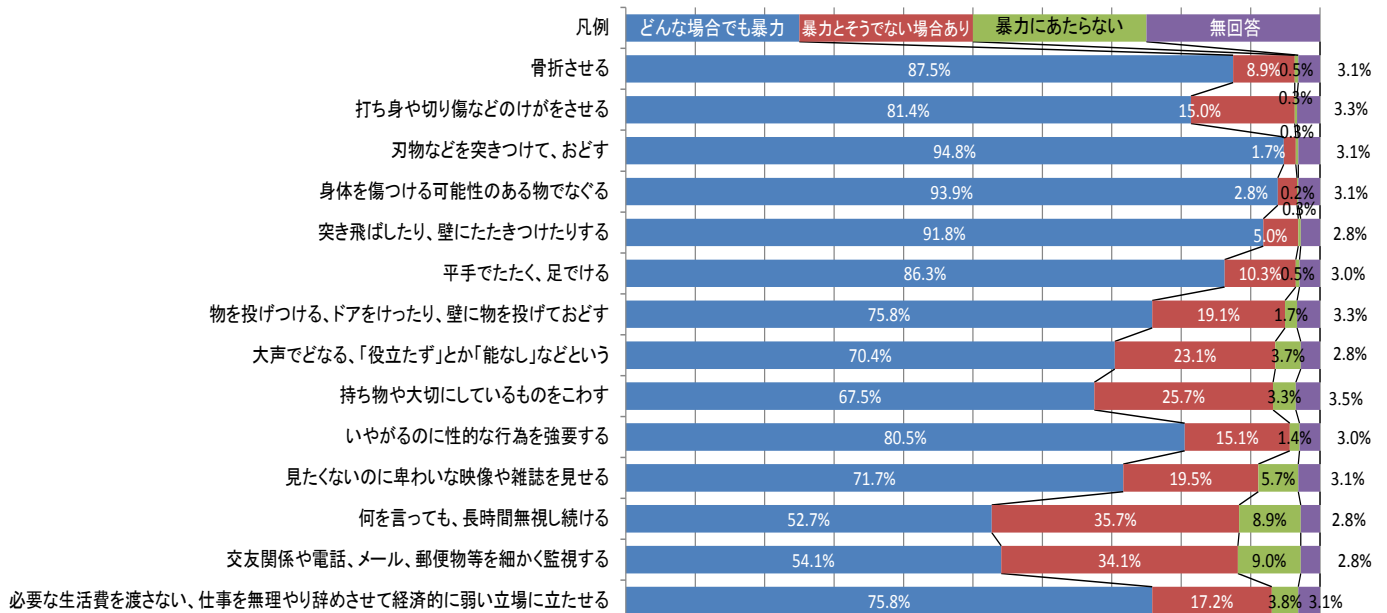
図 仕事と家庭の両立



○暴力について

暴力かどうかの質問に対しては、どの項目も5割を超えて暴力と感じています。埼玉県と比較しても差はあまりありませんでした。

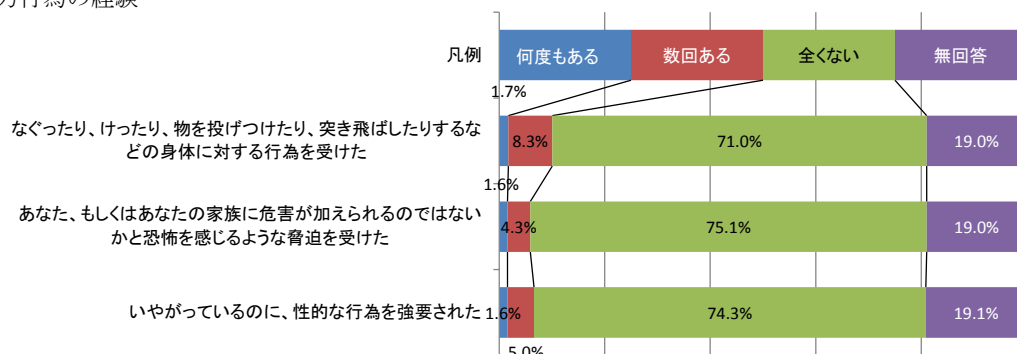
図 暴力について



○暴力行為の経験について

身体的暴力は、10%程度経験がある方がいました。全くないのは7割程度でした。前回より1ポイント程度下がっています。埼玉県調査では経験がある方は14.0%となっています。

図 暴力行為の経験

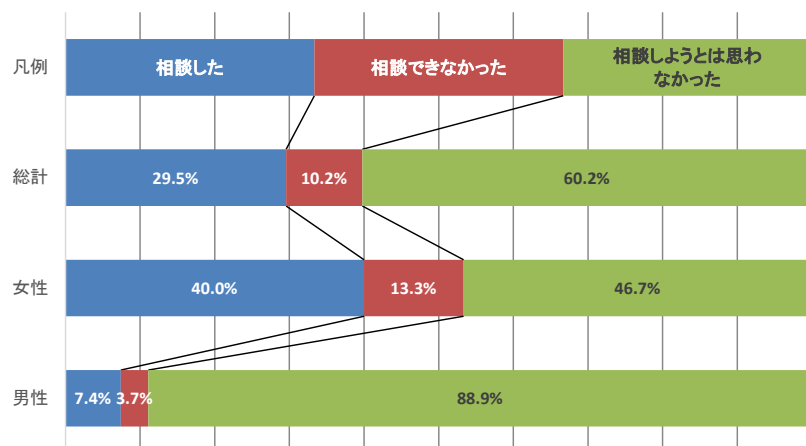


○相談について

暴力を受けた経験のある方で、29.5%は相談したことがあるという結果となりました。前は39.4%となっており、大幅に下がっています。埼玉県調査では30.1%となっており、傾向は同じです。

相談した相手は、「家族・親戚」が最も多くなっています。次いで「友人・知人」となっています。埼玉県調査では、「友人・知人」が1位、次いで「家族・親族」でした。相談できなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多くなっています。

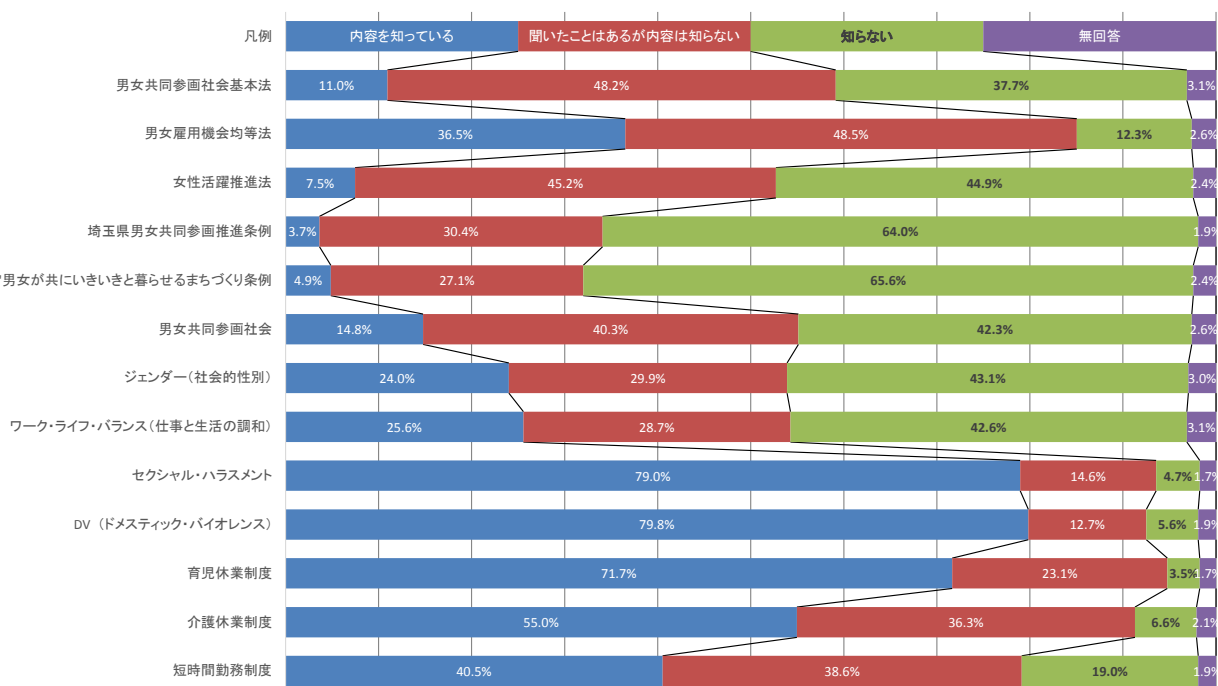
図 相談について



○男女共同参画に関する認知度について

前回同様、「埼玉県男女共同参画推進条例」、「らんざん」男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例」の認知度は大変低くなっています。「女性活躍推進法」においては44.9%の方が知らない結果となりました。

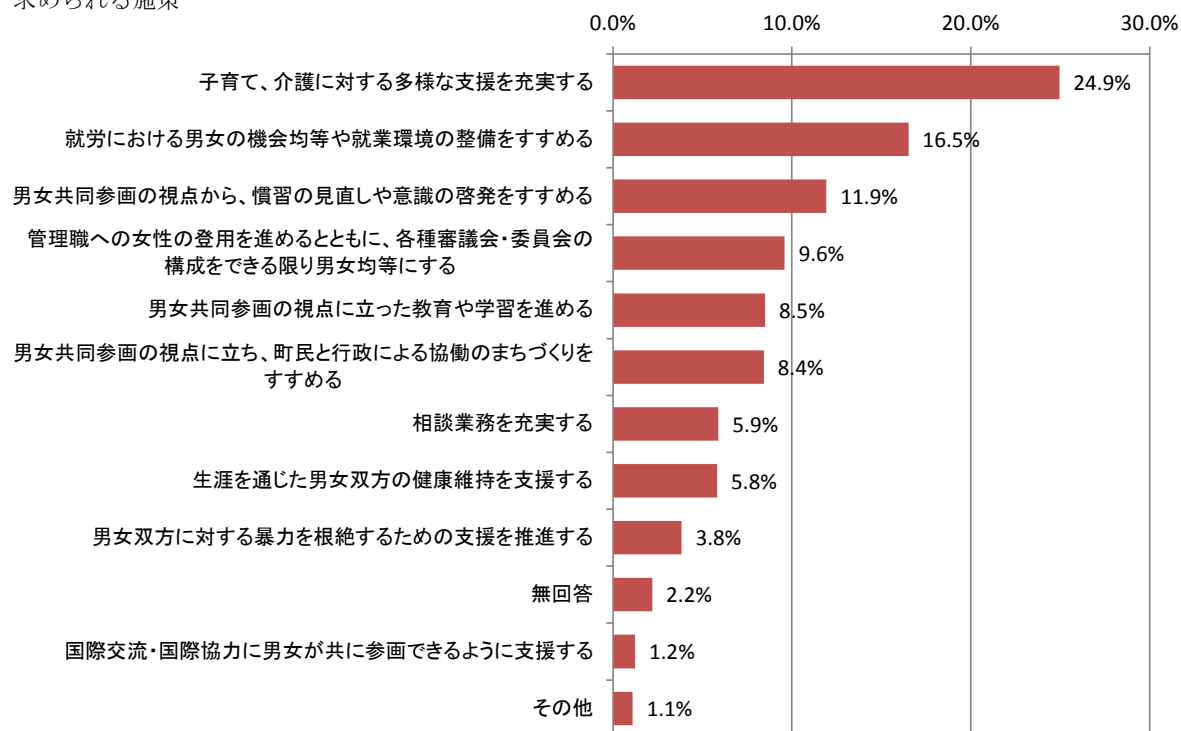
図 男女共同参画の認知度



○男女共同参画に求められる施策

前回同様、「子育て、介護に対する多様な支援を充実する」が最も多くなっています。前回比較的少なかった「就労における男女の機会均等や就業環境の整備をすすめる」が第2位となりました。前回比較的多かった「男女共同参画の視点に立ち、町民と行政による協働のまちづくりをすすめる」は全体の6位となっています。

図 求められる施策



Ⅲ 基本理念

現状では自分の意思に反した、性別による固定的な役割分担のあり方等改めなければならない様々な慣習が、今なお残っています。

少子高齢化、家族形態の多様化、情報化及び国際化等町を取り巻く環境は、急速に変化しています。

このような状況に対応するには、誰もが、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、喜びと責任を分かち合うことができ、心豊かで思いやりのある社会の実現に向けて一層の努力が求められています。

そこで以下の通り本計画の基本理念を定めます。

ひとりひとりが自分らしく輝き支えあうまち らんざん

さらに、「“らんざん” ^{ひとりひとり} 男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例」により以下のとおり6つの基本的理念を定めます。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けないことや、個人として能力を発揮できる機会が確保される等、人としての権利が守られ平等が尊重されること。
- (2) 「女は家庭中心、男は仕事中心」といった性別による役割分担等の慣習にとらわれることなく、男女の自らの意思と責任により多様な生き方を選択できるようにすること。
- (3) 男女が自覚と責任を持ち、方針の立案及び決定に参画する機会が均等に確保されるようにすること。
- (4) 男女が家庭における労働をお互いに認め合い、その喜びも苦労も分かち合えるようにし、また、家庭生活における活動以外のどの分野にも進出していけるよう環境整備に配慮すること。
- (5) 男女がそれぞれの性にかかわる身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重されたうえで生涯にわたり健康な生活を営めるよう配慮すること。
- (6) 男女共同参画の推進については国、県及び他市町村と連携し、国際的な理解及び協力のもとに行われること。

IV 基本課題

この計画の理念と6つの基本的理念を目指すため、以下のとおり6つの基本課題を定め、その実現を図ります。

○基本課題1：雇用環境や就労における男女共同参画

○基本課題2：社会における男女共同参画意識の醸成

○基本課題3：政策・方針決定過程における男女共同参画

○基本課題4：保育や介護の体制整備及び家庭生活における男女共同参画

○基本課題5：防災・健康等安全・安心な暮らしの実現における男女共同参画

○基本課題6：国際的な協調と市町村連携における男女共同参画



V 取組の方向性

基本課題 1 雇用環境や就労における男女共同参画

〔嵐山町女性活躍推進計画〕

【現状と課題】

少子高齢社会が進むにつれ、労働人口の減少が進むことにより、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続可能性についての不安や悲観へとつながっているといわれています。

しかしながら、日本には多くのポテンシャルを秘めている女性や元気で意欲があり、豊かな経験と知識を持っている高齢者もたくさんいます。

国が調査した 30 歳代の所得と未婚の状況では、女性の就労と所得が低いことが明らかになっています。しかしながら、今回実施したアンケート結果においては、女性の就労の希望は高く、その能力を活かす対策が望まれています。

男女雇用機会均等法が昭和 60 年に制定され、以前より職業における性の格差がなくなっているとの意見もあります。

しかし、年齢別労働率における女性のM字カーブ問題は依然として解消されておらず、引き続きその対応課題となっています。

更に今回実施したアンケート結果においても職場における男女の地位が不平等であると答えた方が 5 割を超えるなど、現実ではまだまだ性による格差が存在していると考えられます。これには、男性が仕事の中心を担うべき等といった固定観念や労働習慣が根強く残っていることが原因ともいわれています。

地域の活性化や今後増加すると見込まれる社会保障費を維持するため、働く意欲のある方が働きやすい体制を整備することが必要です。

それぞれの個性と能力が発揮されるよう、女性に対する採用や昇進等の機会の提供及びその活用、仕事と家庭の両立への配慮など、女性においても職業における活躍を推進し、活力ある豊かな社会を形成していくことが望まれています。

【施策の方針】

- ① 男性中心型の労働慣行の変革を促し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現など、男女の性別にかかわらず誰もが能力を発揮できる環境づくりを進めます。
- ② 男女の均等な雇用の機会、待遇の確保、女性労働者の就業能力の向上や起業の支援を図るため、埼玉県や近隣市町村と連携し、普及・啓発を進めます。
- ③ 地域の事業者に応えるため、事業者としての育児休業の取得など、男女共同参画における町の取組を進めます。

【数値目標】

指標の内容	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
嵐山町役場の配偶者出産休暇取得率	100%	100%維持
嵐山町役場の男性の育児休業取得率	0%	13%

【主な取組と担当課】

施策	主な取組	担当課※
働きやすい労働環境の促進	嵐山町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画等により、働きやすい労働環境を形成していくとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現など事業者への広報・啓発を進めます。	総務課 地域支援課
男女の雇用機会の均等に関する啓発	男女の均等な雇用の機会、待遇の確保、女性の労働者の就業能力の向上のため、男女雇用機会均等法等の普及促進を図ります。	企業支援課 地域支援課
女性の就労支援	公共機関と連携し、女性の就労相談等の情報提供を行います。	企業支援課
多様な働き方の推進	男女共同参画の効果が現れるまで、積極的改善措置（ポジティブ・アクション※）について普及啓発を進めます。 （※ポジティブ・アクションとは、自らの意思で社会のあらゆる分野での活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で男女いずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいいます。単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」するためのものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性は男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれている場合に、こうした状況を「是正」するため数値を設定するなどの取組です。均等法においても第 8 条に法に違反しない旨が明記されています。）	地域支援課

※担当課は平成 28 年度時のものであり、今後事務分掌が変更した場合は読み替えるものとします。（以降についても同様です。）

基本課題2 社会における男女共同参画意識の醸成

〔嵐山町女性活躍推進計画〕

【現状と課題】

個人の価値観やライフスタイルは多様化しており、個性と能力を発揮できる社会の実現が求められています。

しかしながら、今回実施したアンケートにおいても、社会通念や風習などが性別により不平等と感じる方は6割を超えました。

「男は仕事、女は家庭」という性別によってこうしなければならないといった固定的な考え方も、依然として約2割弱の方がもっており、女性においても約1割の方がそのような考えをしています。

地域社会の活動においても、5割の方が性別により不平等があると考えているとの結果となりました。

固定的な性別役割分担や性差に関する偏見は、変わりつつありますが、解消されているとはいえません。

地域の活性化や活力ある地域経済のためにも男女共同参画社会の実現は欠かすことができないといわれており、職場・家庭・地域・学校などにおいて理解を進めることが求められています。

全ての女性・男性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性や能力を発揮できるよう、社会における意識の醸成が必要です。

【施策の方針】

- ① 「“らんざん”^{ひとりひとり}男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例」に基づき、町・町民・事業者等全ての方々の意識改革や社会習慣の是正を進め、協働によるまちづくりを進めます。
- ② 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消を図るため、積極的な広報・啓発活動を進めます。
- ③ 学校教育において、男女共同参画の意識づくり、個人の能力と個性に応じた学習・指導を進めます。

【数値目標】

指標の内容	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
「“らんざん” ^{ひとりひとり} 男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例」の認知度 (聞いたことがある及び知っているの合計)	32% (平成 28 年度)	60%
人権研修会の参加者数	302 人	390 人

【主な取組と担当課】

施策	主な取組	担当課
男女共同参画に関する広報啓発活動	男女共同参画の視点に立った広報紙や刊行物を発行するとともに、積極的な啓発活動を行います。	地域支援課
人権研修会の実施	あらゆる差別を解消するため、定期的に人権研修会を実施します。	地域支援課 文化スポーツ課 こども課
学校教育における男女共同参画	固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消を図るため、男女共同参画を推進するための学校教育を実施します。	こども課
女性に関する相談体制の情報提供	関係機関と連携し、女性に関する相談体制の情報提供を行います。	地域支援課 健康いきいき課



基本課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画

【現状と課題】

これまでも、国では、「第3次男女共同参画基本計画」において、社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を定めていました。

「埼玉県男女共同参画基本計画」においては、各種審議会等における女性委員の割合を40%としており、嵐山町においては35%としていました。

嵐山町では、平成27年度において27.9%と目標には届かない状況が続いています。国においても、目標が達成できない項目がでてきているようです。

諸外国においては、大統領や首相で女性である方が多く見られます。我が国においても地方自治体において女性の首長がおり、少しずつではありますが、指導的地位にある女性が増えてきています。しかしながら、決して十分なものではありません。

意欲と能力がありながら女性が活躍できない状況は、女性の自己実現が達成されないだけでなく、社会にとっても損失であると考えられます。

将来にわたって多様性に富み、持続可能な社会を形成していくためにも、男女がともに政策・方針決定に参画し、ともに責任を担うとともに、多様な意見が公正・公平に反映された社会制度を構築していく必要があります。

【施策の方針】

- ① 町政に対し、女性が政策・方針決定過程に積極的に参画できるよう、各種審議会等の女性委員の割合を高めます。
- ② 様々な研修会へ多くの町女性職員の参加を促し、その資質の向上と人材育成に努め、女性職員の職域の拡大と管理職への登用に努めます。

【数値目標】

指標の内容	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
各種審議会等における女性委員の割合	27.9%	35%以上
嵐山町の女性の管理職比率	9.8%	20%

【主な取組と担当課】

施策	主な取組	担当課
各種審議会等への女性委員の登用	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に基づき、各種審議会や委員会への女性委員の登用を進めます。	地域支援課 全課
嵐山町役場における女性管理職への登用	嵐山町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画等に基づき、女性管理職への登用を進めます。	総務課
職員研修の充実	男女共同参画の視点に立ち、職員としての資質の向上と人材育成を図るため積極的な職員研修を進めます。	総務課
女性の視点に立った地域環境分野への取組	女性の視点に立ち、女性ならではの知識と経験が活かされるよう農業や環境に関する事業を進めます。	環境農政課

基本課題4 保育や介護の体制整備及び家庭生活における男女共同参画

〔嵐山町女性活躍推進計画〕

【現状と課題】

少子高齢化の進展や共働き世帯の増加により、子育てや介護といった家庭生活においても男女共同参画が求められています。

子育てや介護による離職は、社会的問題として位置づけられ、今後労働人口が減少する社会にあって、克服すべき課題となっています。

今回実施したアンケートにおいても、子育ては約4割、介護は約3割が女性が行っているという結果となっています。家事についても約7割が女性が行っています。このように家庭生活における女性の負担の増加は、女性の就労の障害になっているといわれています。

嵐山町の合計特殊出生率は1.18と全国平均1.38と比較し低い現状です。婚姻率も全国平均5.1に対し、嵐山町は3.5と低くなっています。自らの意思により結婚し、子育てできる社会づくりが課題となっています。働き方においても、社会全体で意識改革を促し、育児休業や介護休業を取得しやすい環境を整備する必要があります。

子育て支援については、平成24年に「子ども・子育て支援法」が制定され、嵐山町においても「嵐山町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。子どもの健やかな育ちや子育てを支え、子どもの最善の利益を実現することにより、未来へ紡ぐことが必要です。

超高齢社会を迎え、支援が必要な高齢者への適切な対応が課題となっています。嵐山町においては、老人福祉法及び介護保険法に基づき「嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、地域の実情にあった地域支援事業や介護保険事業を実施しています。

これからも、女性も男性もが自らの希望に応じて活躍できる社会を実現するために、家庭生活における男女共同参画を目指すとともに、保育や介護しやすい社会環境を整備する必要があります。

【施策の方針】

- ① 地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会を構築するため、子どもの最善の利益の実現を図るとともに、子育て世代の支援を行います。
- ② 高齢者における利用者本位・自主性・自立支援・協働社会の構築のため、健康で互いに支え合う社会を構築するため、地域包括ケアシステム及び介護保険事業の充実に努めます。
- ③ 男女が共に自立した人間として、お互いに尊重しあう家庭が築けるよう、家庭生活における男女共同参画を促進します。

【数値目標】

指標の内容	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
待機児童数	21 人	0 人
介護予防教室への参加率	10%	15%
家庭生活において平等と感じる市民の割合 (平等である及びどちらかという平等であるの 合計)	55.3% (平成 28 年度)	65%

【主な取組と担当課】

施策	主な取組	担当課
多様な就労形態に対応した 子育て支援の充実	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、子どもの最善の利益を実現するための子育て支援を行います。 ・ 保育所サービスの推進（通常保育、延長保育、休日保育、障害児保育、一時預かり等） ・ 学童保育の推進 ・ ファミリー・サポート事業の推進 ・ 子育て支援センターの充実 ・ 公園や遊具の適正管理と充実	こども課 まちづくり 整備課
子育てに関する相談体制の 充実	・ 関係機関と連携を図りつつ、子育てコンシェルジュ等による利用者に対する支援を充実します。 ・ 妊娠、出産、育児に対する不安を解消するための相談体制を構築します。	こども課 健康いきいき課
地域包括ケアシステムの構築	高齢者の生きがいの確保や生活支援の推進するため、地域包括ケアシステムを構築します。	長寿生きがい課
介護保険事業の推進	介護保険サービスの提供体制の確保と質の向上を推進します。	長寿生きがい課
家庭生活等を始めとしたあらゆる状況における男女共同参画の意識の向上	男女共同参画の意識が向上するための広報活動を実施します。	地域支援課

基本課題5 防災・健康等安全・安心な暮らしの実現における男女共同参画

〔嵐山町女性活躍推進計画〕

〔嵐山町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画〕

【現状と課題】

安全で安心な暮らしは、豊かで、幸せな暮らしの基礎となるものです。

しかし、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震を始めとした各地の地震災害では多くの犠牲者や被災者が出てしまいました。さらに台風等による豪雨は、日本各地で起こっています。

町では防災対策として、嵐山町地域防災計画を策定するとともに、地域にも自主防災組織が組織され、活発な活動をしています。

しかしながら、実際の経験においては、災害に対する備えは行政のみで対応できないことが明らかになっています。各家庭における備えについても積極的に推進することが重要です。

さらに、災害の経験により、防災の分野における女性ならではの視点がますます重要となっています。特に被災後の女性ならではの視点を活かす取組が求められ、その策定が課題となっています。

健康で長生きすることは、全ての人の願いです。男女がお互いの身体的性差を理解し、人権を尊重しつつ、生活していくことが必要です。特に女性は特有の健康上の問題に直面することがあり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が必要といわれています。

介護を必要としない生活を送るためにも、健康長寿の取組を進めることが求められています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）は「力と支配の関係」が根底にある重大な人権侵害です。ストーカー行為等の被害も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。セクシャル・ハラスメントも職場や学校、地域団体等でも起こりうる問題としてその解消が課題となっています。現在では、性差別意識に基づく暴力という意味で「ジェンダー・バイオレンス」という表現も用いられており、その対応も含めた対策が求められています。

【施策の方針】

- ① 防災活動や被災後の取組に対し男女共同参画の視点を取り入れた計画づくりを進めます。
- ② 男女がそれぞれの生と性を理解・尊重し生涯を通じて健康の保持と増進に進めます。
- ③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（「配偶者暴力防止法」）を始めとする関係法令の周知徹底を含め、弱い立場の方に対するあらゆる暴力を根絶するため、性を尊重しつつ、性差に基づく暴力を許さないまちづくりを進めます。（嵐山町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画）

【数値目標】

指標の内容	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
多様な視点を踏まえた避難所運営マニュアルの策定	未策定	策定
健康寿命※の延伸	男性 16.54 歳 女性 19.64 歳	男性 16.85 歳 女性 19.75 歳
ドメスティック・バイオレンス (DV) の認知度 (聞いたところがある及び知っているの合計)	79.6%	85%

※健康寿命は、埼玉県方式を採用し、65 歳に達してから介護保険制度の要介護 2 以上になるまでの間をいいます。

【主な取組と担当課】

施策	主な取組	担当課
防災対策の充実	女性・子ども・高齢者・障害者・外国人など多様性に配慮する等の視点を入れた地域防災計画や避難所運営マニュアルの策定を進めます。	地域支援課
健康づくりの推進	健康で長生きしてもらえるよう、健康寿命を延ばす取組を進めます。	健康いきいき課
疾病予防の充実	疾病を予防し、病気の早期発見を図るため、予防接種や健康診査（がん検診及び特定健康診査）等の受診を促します。	健康いきいき課 町民課
ドメスティック・バイオレンス (DV) 等の暴力のないまちづくりの推進	人権教育や広報活動により、性差に基づく暴力の根絶を図るため、ドメスティック・バイオレンス (DV) 等の意識の啓発と情報提供を進めます。 埼玉県配偶者暴力相談支援センター、埼玉県男女共同参画推進センター、西部福祉事務所、川越児童相談所、小川警察署など関係機関と連携を図り、相談体制の充実を図ります。 役場庁内における連絡調整体制を充実し、関係課の連携強化を図ります。	地域支援課 町民課 健康いきいき課 こども課 長寿生きがい課

基本課題6 国際的な協調と市町村連携における男女共同参画

【現状と課題】

国の男女共同参画施策は、国連等国际的な女性の地位向上に関する動きと連動して推進しているといわれています。

男女の人権の確立は、世界共通の課題でもあります。個人個人が国際社会の一員としての意識をもち、平和や地球環境等人類の共通な課題に取り組んでいく必要があります。

嵐山町には、男女共同参画社会の形成を目指した女性教育に関するナショナルセンターである独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）があります。NWE Cは国内外の女性関連施設等と連携し、さまざまな事業や研修を実施するなど、国際的な男女共同参画施策を積極的に行っており、協調した取組を進める必要があります。

男女共同参画社会の実現のためには、広域的な取組が必要です。埼玉県を始め、近隣市町村と連携を深め、男女共同参画の取組を協調して進めていく必要があります。

【施策の方針】

- ① 国際理解を進め、国際的な人材を育成するため、男女共同参画の視点による学校教育を進めていきます。
- ② 嵐山町国際交流協会などと連携し、外国人が安心して生活できる支援を行います。
- ③ 埼玉県や近隣市町村と連携し、男女共同参画等人権問題に取り組みます。

【数値目標】

指標の内容	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
外国語標記のホームページの作成	未実施	実施

【主な取組と担当課】

施策	主な取組	担当課
国際教育の推進	英会話指導等各学校における国際教育を進めます。	こども課
町に居住する外国人への支援	嵐山国際交流協会と連携し、外国人に対する日本語教室等の支援や日本文化の紹介を進めます。 ホームページの外国語標記等を行い、外国人の方も安心して嵐山町で生活できる支援を行います。	地域支援課 文化スポーツ課
埼玉県や近隣市町村との連携	男女共同参画を始めとするあらゆる人権問題の解消を図るため、埼玉県や近隣市町村と連携した取組を進めます。	地域支援課 文化スポーツ課



独立行政法人国立女性教育会館（NWECC）

VI 計画における推進

1) 町民・事業者・町の責務

本計画の基本理念「ひとりひとりが自分らしく輝き支えあうまち らんざん」を実現するため、国、県等と連携し、効果的に施策を進めていく必要があります。

また、嵐山町男女共同参画条例第4条に定めたとおり、町民の責務、事業者の責務、町の責務を認識し、一体となって男女共同参画社会の実現を図ることが望まれます。

○町民の責務

家庭及び地域活動等のあらゆる分野において、性別による役割分担等の習慣を取り払い、本基本計画に協力するよう努めることとします。

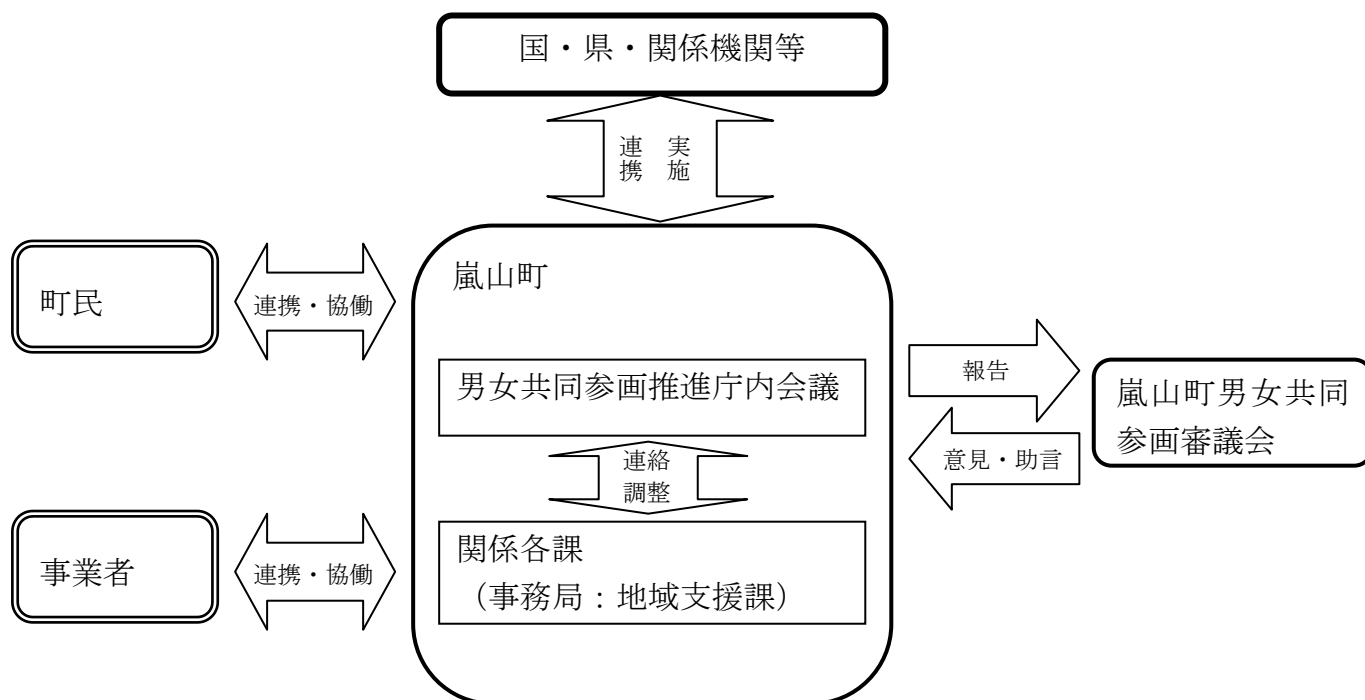
○事業者の責務

その事業及び活動において男女が均等に参画できるようにし、本基本計画に協力するよう努めることとします。

○町の責務

町民及び事業者と協働して総合的に男女共同参画を推進します。

2) 施策に対する推進体制



○嵐山町男女共同参画審議会

嵐山町男女共同参画条例第 8 条に基づき設置された嵐山町男女共同参画審議会において、町が実施する本計画等の施策の推進状況について審議し、意見を述べます。

○嵐山町男女共同参画推進庁内会議

男女共同参画を推進するために、関係各課が横断的に連携を図り、事業を一体的に推進することが必要です。

男女共同参画推進庁内会議を設置し、基本計画の進捗管理を行い、常に評価・見直しを実施するとともに、男女共同参画に関する情報の共有を図ります。

○町民・事業者との連携

これまでに、町民・事業者等との連携により男女共同参画社会の実現のための取組を進めてきました。今後も、これまでの取組を更に充実していきます。

事業者にとっては、特に女性の能力の発揮を推進することが業績の向上にもつながることになることから、積極的に働き方の変革を促進していきます。

○国・県・関係機関等との連携

男女共同参画社会を実現するために、国や県の基本計画に基づく施策の推進を図ります。

また、近隣市町村との連携により情報の共有、広域的な取組を行っていきます。

さらに、埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）や埼玉県西部福祉事務所等と密接な連携を図っていきます。

嵐山町には、我が国唯一の女性教育に関するナショナルセンターとして昭和 52 年の創設以来、教育・学習支援を通じ男女共同参画社会の実現のための推進機関である「独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）」があります。国立女性教育会館とはこれまでも連携を図りながら男女共同参画施策を実施してまいりましたが、これまで以上に情報連携等を図っていきます。

3) 計画の進行管理

本計画の実施においては、施策の進捗状況について男女共同参画推進庁内会議において定期的に分析し、その結果を公表していきます。

參考資料

1. 第3次嵐山町男女共同参画プラン策定までの経緯

日 付	内 容
平成 28 年 4 月 1 日～4 月 28 日	嵐山町男女共同参画審議会委員募集
平成 28 年 5 月 17 日	第 1 回第 3 次男女共同参画プラン策定庁内会議
平成 28 年 6 月 8 日	第 2 回第 3 次男女共同参画プラン策定庁内会議
平成 28 年 6 月 29 日	第 1 回嵐山町男女共同参画審議会
平成 28 年 7 月 7 日～7 月 19 日	男女共同参画に関する意識調査 ・対象 町内に在住の 18 歳以上の男女 ・送付件数 2,000 件 ・回収数 575 件 ・回収率 28.75%
平成 28 年 8 月 3 日	第 3 回第 3 次男女共同参画プラン策定庁内会議
平成 28 年 8 月 10 日	第 2 回嵐山町男女共同参画審議会
平成 28 年 9 月 20 日	第 4 回第 3 次男女共同参画プラン策定庁内会議
平成 28 年 9 月 28 日	第 3 回嵐山町男女共同参画審議会
平成 28 年 10 月 14 日	第 5 回第 3 次男女共同参画プラン策定庁内会議
平成 28 年 10 月 27 日	第 4 回嵐山町男女共同参画審議会
平成 28 年 11 月 1 日～11 月 14 日	第 3 次嵐山町男女共同参画プラン（案）におけるパブリックコメント及び 基本理念の公募実施 対象 (1) 町内に在住・在勤・在学の方 (2) 町内に事務所又は事業所を有する方 閲覧場所 ホームページ、嵐山町役場地域支援課、ふれあい交流センター、 図書館 結果 パブリックコメント 提出者 0 名、項目 0 項目 基 本 理 念 提出者 2 名、件数 3 項目
平成 28 年 12 月 8 日	第 6 回第 3 次男女共同参画プラン策定庁内会議
平成 28 年 12 月 20 日	第 5 回嵐山町男女共同参画審議会
平成 29 年 1 月 6 日	策定終了

2. 嵐山町男女共同参画審議会委員

NO	氏 名	備 考	性別	役職
1	宮本 紀子	埼玉県男女共同参画アドバイザー	女	会長代理
2	寺山 サキ子	元埼玉県男女共同参画アドバイザー	女	会長
3	藤野 哲男		男	
4	松本 洋治		男	
5	引間 紀江	国立女性教育会館	女	
6	大久保 勉	嵐山町商工会	男	
7	阿部 典子	玉ノ岡中学校PTA会長	女	
8	山中 馨	埼玉県西部福祉事務所	女	
9	番場 順子		女	
10	須永 圭一		男	

3. “らんざん” 男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例

平成 16 年 3 月 9 日
条例第 4 号

二人が一緒になりゴールを目指す二人三脚。二人がうまく走るにはパートナーを思いやり協力し合うことが大切です。男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”の実現を目指すためには、私たちの生活のなかでも「二人三脚」の考えは必要不可欠です。

嵐山町は、男女が対等なパートナーとして様々な分野に参画できるように「嵐山町女性行動計画」を定め、自分らしさを十分に発揮できる活力あるまちづくりを目指してきました。

しかしながら、現状では自分の意思に反した、性別による固定的な役割分担のあり方等改めなければならない様々な慣習が、今なお残っています。また、少子高齢化、家族形態の多様化、情報化及び国際化等、21世紀の私たちを取り巻く環境は、急速に変化しています。

このような状況に対応するには、誰もが、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、喜びと責任を分かち合うことができ、心豊かで思いやりのある社会の実現に向けて一層の努力が求められています。

そこで、私たちは、男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”をつくるため、嵐山町男女共同参画都市宣言を行い、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”をつくるための基本理念を定め、町民、事業者及び町の責務を明らかにし、町民一人ひとりが男女の個性を認めつつ、互いに助け合い人生をいきいきと歩んでいける社会の実現を目的とします。

(定義)

第2条 この条例に使われている言葉の意味は、次のとおりです。

- (1) 「男女」とは男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”を実現させるため、嵐山町における男女が、お互いの個性と能力を認め合い相互協力できる人としての平等を表現したものです。
- (2) 「男女共同参画」とは男女が対等なパートナーとしてお互いを思いやり、あらゆる分野において自らの意思に基づき参画する機会があり、各々の個性と能力を発揮し、どの分野でも同じだけの利益を受けられるとともに責任を担うことをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画に基づき男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”をつくるため、次の基本理念を定めます。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けないことや、個人として能力を発揮できる機会が確保される等、人としての権利が守られ平等が尊重されること。
- (2) 「女は家庭中心、男は仕事中心」といった性別による役割分担等の慣習にとらわれることなく、男女の自らの意思と責任により多様な生き方を選択できるようにすること。

- (3) 男女が自覚と責任を持ち、方針の立案及び決定に参画する機会が均等に確保されるようにすること。
- (4) 男女が家庭における労働をお互いに認め合い、その喜びも苦労も分かち合えるようにし、また、家庭生活における活動以外のどの分野にも進出していけるよう環境整備に配慮すること。
- (5) 男女がそれぞれの性にかかわる身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重されたうえで生涯にわたり健康な生活を営めるよう配慮すること。
- (6) 男女共同参画の推進については国、県及び他市町村と連携し、国際的な理解及び協力のもとに行われること。

(責務)

第4条 男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”の実現に向けて、町民、事業者及び町は、次に掲げる責務を有します。

- (1) 町民の責務 町民は、基本理念にのっとり、家庭及び地域活動等のあらゆる分野において性別による役割分担等の慣習を取り払い、町が推進する施策に協力するよう努めるものとします。
- (2) 事業者の責務 事業者は、基本理念にのっとり、その事業及び活動において男女が均等に参画できるようにし、町が推進する施策に協力するよう努めるものとします。
- (3) 町の責務 町は、基本理念にのっとり、町民及び事業者と協働して男女共同参画を推進するよう努めるものとします。

(町の取組)

第5条 町は、男女が共にいきいきと暮らせるまち“らんざん”を実現するため、次のことを行います。

- (1) 男女が家庭生活とそれ以外の活動を両立できるように支援します。
- (2) あらゆる分野の活動において町民及び事業者と協力し、男女が均等に参画する機会が確保されるように努めます。
- (3) 男女共同参画に必要な情報収集及び調査研究を行います。
- (4) 町民及び事業者に男女共同参画が理解及び浸透されるように啓発活動等を行います。
- (5) 町民及び事業者に人材の育成等の必要な支援を行います。
- (6) 学校教育及び生涯学習のなかで、男女共同参画について取り組めるように支援します。
- (7) 町民及び事業者と協力し、身体的及び精神的な暴力をなくすように努めます。

(公衆に情報を提供する場合の留意)

第6条 町民、事業者及び町を含むすべての者は、公衆に情報を提供する場合にあっては、男女共同参画について適切な表現を用いるように努めるものとします。

(苦情や相談への対応)

第7条 町は、男女共同参画に関して町民及び事業者からの苦情や相談に対応できる窓口を設け、関係機関と連携して問題の解決に努めます。

(男女共同参画審議会)

第8条 町は、男女共同参画の推進に関する重要な事項及び推進状況等について調査審議し、町長へ意見を述べるために嵐山町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

- 2 委員は町民及び知識経験者の中から町長が、任命します。町長は、委員の一部を公募できます。
- 3 審議会の委員は、15人以内で組織しできる限り男女が均等となるように努めます。
- 4 委員の任期は2年とします。ただし、欠員によって補充された委員の任期は前任者の残任期間とします。また、委員は再任されることができます。
- 5 審議会に会長を置き、会長は委員の互選によって定めます。
- 6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理します。

(基本計画)

第9条 町は、男女共同参画を進めるために基本計画を策定します。

- 2 基本計画は男女共同参画に関して総合的かつ計画的な推進を図るために必要な施策を定めます。
- 3 基本計画を策定するときは、町民の意見を聴くとともに審議会の意見を尊重します。また、基本計画を変更するときも同様とします。
- 4 基本計画を策定したときは速やかに公表します。
- 5 基本計画の実施状況について報告書を作成して公表します。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は町長が、別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行します。

(省略)

4. 嵐山町男女共同参画審議会規則

平成16年9月21日
規則第21号

最近改正 平成22年12月1日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例（平成16年条例第4号）第8条の規定に基づき、嵐山町男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとします。

(会長)

第2条 会長は、審議会を代表し、会務を総理します。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、その議長となります。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないものとします。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

4 審議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料を求めることができます。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、地域支援課において処理します。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めます。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(省略)

第3次嵐山町男女共同参画プラン

平成 29 年 1 月

嵐山町

(事務局)

嵐山町地域支援課

〒355-0211

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1

TEL 0493-62-2150

HPアドレス <http://www.town.ranzan.saitama.jp/>